

# 規制シート

(別紙1)

190195101850002

平成28年1月25日

規制の名称	自動車検査証の有効期間(自動車の車検期間)	所管府省	国土交通省
根拠法令等	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第61条、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第37条	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	自動車局整備課長 板崎 龍介
規制目的	自動車は、交通事故、環境汚染により自動車使用者自身の生命、身体のみならず、第三者の生命、身体にも影響を与える危険性を内包しているため、自動車の安全及び環境に関する基準を定め、この基準に適合することを一定期間毎に検査することにより、安全性の確保と環境の保全を図っている。		
規制内容の概要	自動車検査証の有効期間については、効果的に使用過程における自動車の安全の確保や公害の防止を図るため、自動車の不具合発生状況、使用実態、保守管理状況、公共性、事故発生時の被害や加害性の大きさを総合的に検討し、使用者にとってのわかりやすさや諸外国の状況も考慮しつつ、乗用車、トラック等の車種毎に設定している。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	二輪の小型自動車の自動車検査証の有効期間の延長(初回2ヵ年から3ヵ年) 交付:平成18年5月19日 施行:平成19年4月1日	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	車検期間については、自動車に不具合発生状況、使用実態、保守管理状況、公共性、事故発生時の被害や加害性の大きさを総合的に検討しているところであるが、これらの状況に大きな変化がない現状では車検期間の延長は困難と考えている。今後とも、これらの状況を継続的にチェックして参りたい。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>